

えびの市犯罪被害者等支援条例

〔令和7年11月18日
えびの市条例第31号〕

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者（次号に掲げる事業者を除く。）をいう。
- （4） 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （5） 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に關係するものをいう。
- （6） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に生じる周囲の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、平穏な日常生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- （7） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、配慮して行わなければならぬ。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害、それを原因とする二次被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることのないよう、その個人情報の取扱いについて最大限配慮して適切に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を孤立させないよう、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が犯罪被害者等になったときは、当該従業員に対し、就労の支援その他の必要な支援について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第7条 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようするため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、居住に関する情報の提供、市営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち当該負担を軽減する必要がある者に対し、支援金等の支給を行うものとする。

2 前項に規定する支援金等の支給に關し必要な事項は、規則で定める。

(市民等及び事業者の理解増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものとする。

(市内に住所を有しない者への支援)

第15条 市は、市民等でない者が市内で発生した犯罪等により被害を受けたときは、その者が住所を有する市町村と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。